

平成 2 9 年 6 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

平成29年6月結城市教育委員会定例会

- 日 時 平成29年6月23日（金曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 多目的スペース会議室
- 出席委員 中村義明委員長
石川周三委員長職務代理者
北嶋節子委員
岩崎勤委員
小林仁教育長
- 教育委員会事務局
学校教育課長 西村規利，
生涯学習課長 田中真一，スポーツ振興課長 妻木克浩
給食センター所長 石川好次
学校教育課長補佐兼施設係長 佐山敦勇
学校教育課学務係長 石井智之

1 付議案件

- (1) 議案第10号 結城文化財保護審議会委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 報告第15号 結城市結核対策委員の委嘱について
- (3) 報告第16号 平成29年度友好都市交流事業について
- (4) 報告第17号 第68回北関東中学校野球大会について
- (5) 報告第18号 平成28年度学校給食費未納額決算について
- (6) 報告第19号 第8回給食センターしらべ隊について

3 その他

午後2時00分 開 会

○学校教育課長 結城市教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、5人全員出席となります。定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますので、ご報告させていただきます。

なお、本日、傍聴人が1名来るという電話が入っていましたが、まだ見えておりません。議事をスムーズに進行する上で、委員長のほうから確認はあるかと思いますが、結城市教育委員会会議規則第15条による非公開案件を先行し、終了後、傍聴人に入場していただくことになっているので、よろしくお願いいたします。

ちなみに本日の非公開案件は、議案第10号、それから報告15号につきましては人事案件でございますので、非公開案件になります。こちらを最初に審議していただきまして、続いて審議案に入っていくということで、よろしくお願いいたします。

それから、議案書の2ページを開いていただきたいと思います。

今まで議案の最後に結城市教育委員会という形になっておりましたが、今回から結城市教育長ということで、教育長の名前を入れるようにいたしました。来年の4月からは、全てこういう形になっていきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日、指導課長が計画訪問中で欠席ということですので、指導課長から1件、報告でかかわっていることがございますので、私のほうから報告させていただきます。

まず、先日、6月14日に不審者の情報についてということでございます。

こちらは、6月14日水曜日午後4時30分ごろ、結城南中学校の1年生の女子テニス部15名が、集団で鹿窪運動公園テニスコートに自転車で向かっていたところ、不審な男に後を追いかけたという事案になります。生徒たちは自転車で逃げましたが、うち1名の女性生徒が自分のたすきが体に絡まってバランスを崩して転倒してしまったと。両足にすり傷を負ったという事件でございます。

男の特徴は、身長165センチから170センチくらい、年齢は30歳前後だということでございます。自転車に乗っていて、青いヘルメットを着用していたと。水色の半袖シャツ、黒っぽいズボンをはいていたということでございます。気がつく、にやにやしながら後を追いかけてきたという事案でございます。

学校の対応といたしましては、すぐに警察に通報したということでございます。その後、市内の小中学校へ不審者情報をファクスで流し、街コミメールで保護者に注意を喚起したということで、学校の対応としましては、南中学校職員による見回りを実施した。それから、夕方でしたので、翌日、全生徒への注意喚起、安全指導を実施したということでございます。

以上、指導課長のほうから報告が入っておりますので、よろしくお願いいたします。

いたしたいと思います。

それでは、委員長のほうで開会宣言をお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまから結城市教育委員会 6 月定例会を開会したいと思います。よろしく申し上げます。

○学校教育課長 それでは、議事進行につきましては、教育委員会会議規則に基づき、委員長のほうでよろしくをお願いいたします。

○委員長 入る前に、最初に議事録署名委員を北嶋委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

先ほど、事務局から本日は傍聴の希望者がいるということなので、人事案件について先行論議しまして、その後ご入場していただくということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 早速、それでは、最初に議事に入ります。

最初の議案提案は議案第 10 号 結城文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

事務局、よろしく申し上げます。

◎議案第 10 号 結城文化財保護審議会委員の委嘱について〈非公開〉

〈非公開部分削除〉

○委員長 続きます、報告第 15 号 結城市結核対策委員の委嘱について、これについて事務局より提案願います。

◎報告第 15 号 結城市結核対策委員の委嘱について〈非公開〉

〈非公開部分削除〉

○委員長 ありがとうございます。

それでは、傍聴人が見えたようなので、傍聴人を入室させます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 じゃ、入室をお願いします。

少々お待ちください。

(傍聴人入室)

○委員長 じゃ、再開します。

それでは、最初に報告事項、教育長報告、小林教育長、よろしく申し上げます。

◎教育長報告

○教育長 それでは、お手元の資料 4 ページ、5 ページをお開き願います。

教育長報告。

平成 29 年結城市議会第 2 回定例会等について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年6月23日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。

5ページのほうでございますが，1番の平成29年結城市議会第2回定例会の本会議，一般質問がとり行われたところでございますが，6月9日金曜日，12日の月曜日，2日間にわたりまして，一般質問が行われ，教育行政につきましては，(1)から(4)までの質問についてあったところ

です。

(1)の体育施設の整備について。

この件については，才光寺県民運動公園と，それから鹿窪運動公園のトイレ等の状況について質問をいただきまして，特に鹿窪運動公園のほうについては洋式のトイレが少ないんじゃないかと。もう少し洋式化したほうがいいのではないかというようなことで質問があったところでございます。今後，洋式化を今進めているところでございますが，今後国体とかそういう部分も含めて，洋式化のほうを順次計画的に進めていくというような概要でございます。

続いて，(2)の学校給食における食物アレルギー対応について。

これにつきましては，県内の共同調理場の食物アレルギーについての対応状況とか，または県西地域のアレルギー対応状況についての現状どうだということとあわせて，結城市のセンターのほうでもそういうアレルギー対応ができないだろうかと。実際に県西地域では13の調理場があるんですが，その中で3カ所の調理場でアレルギー対応，卵と乳製品についてだけ，実際アレルギーはさまざまなアレルギー物質がございますが，卵と乳製品，それについてだけ，そのものについてだけ3カ所で実施していると。ただ，結城市はそれがまだできていない状況なので，今後周りの状況なども踏まえて検討はしていこうと。なかなかアレルギー，たくさんのものがあって，対応が難しいという状況で，今はそのものが献立に入っているときには，それを取り除いて食べるお子さんもいますし，その状況によって，もうそのメニューそのものを最初から外してほかの給食を食べる，中にはお弁当を持ってくるとか，そういうケースもございます。個々のアレルギーについての対応ということでは，今後，周りの状況を見ながら検討をしていくということでの回答をさせていただきました。

(3)番については，中学校の武道教育について。

この(3)番については，もう一点ございまして，小中学校のプールについてと。小学校のプールで飛び込みについては禁止ということになって，小中学校のプール指導の場合には，水の中からスタートするということになっていきますので，そういう通知が文科省から発出されて，それを各小中学校で遵守して取り組んでいると。あわせて，プールの開放なども，子供会とか，あとは学童クラブ等には開放は7月いっぱいとしているんですが，一般の開放というのはどうだろうというようなお話もあったところで，経費とかそういうことも含めて，7月いっぱいの利用はしているところ

が、一般開放になると、なかなか安全管理とか、当然薬剤の管理とかそういうものも含めて、なかなか難しい状況かなというようなところがございます。

武道教育については、県内でどんな状況だということで、柔道が非常に多いわけですが、市内でも3中学校とも柔道、実際には剣道であるとか相撲であるとか、または地域の実情によっては合気道とか空手とか、相撲とか、そういう部分も取り組んでいるところはあるところですが、大部分は柔道、そして市内は3中学校とも柔道に取り組んでいると。あわせて、武道に取り組んでいるのであれば、当然精神面とか礼儀とか感謝とか、そういうものを丁寧に指導していく、日本古来の武道でございますので。そういう取り組みをしていくので、いじめとか不登校とか、そういうものが減っているのかというような質問もいただいたところですが、これは全国的な調査の中でも、そういう結果はちょっと出ていない、残念ながら。今後そういう部分を丁寧に、古来の精神的な部分を大事にしながら指導していくと。当然、いじめや不登校とかそういうものが減ることも期待しながら、目指しながら、武道の本来持っている、そういう精神的なもの、または礼儀、相手への思いやり、そういうものを大事に指導していくということで、答弁はさせていただきますところでございます。

(4)の小中学校教員の過重労働問題について。

これは、文科省での調査で公表されたところですが、その状況と、それから市内の小中学校の教職員の勤務状況についてお答えをしまして、実際には、文科省よりも若干市内の先生方のほうが少な目であるかなと、調査の中では。あわせて減少傾向というか、超過勤務が若干少なくなってきたかな。これは学校でさまざまな取り組みをしていただいている、そういう部分もございますので、そのような状況について答弁をさせていただきますところでございます。

続きまして、教育福祉委員会の現地調査につきましては、6月15日、鹿窪運動公園サッカー場の整備状況ということで、昨年度から整備を進めているところでございますが、今は芝の養生というような状況で、この8月にはオープンをする、オープンイベント、記念イベントも計画しているところでございます。今は芝の養生ということで、ちょっと雨が少ないので、芝の今後の生育とか、そういうものに丁寧にかかわっていただいているところでございます。

なお、工期については7月14日までの工期で進んでいますので、それ以降は、今度は教育委員会のほうで、芝の養生も含めて施設の対応をしていくというようなところがございます。

2番の結城市食育講演会、各3中学校とも、これは保健福祉部の健康増進センターのほうで予算化していただきまして、2年前に3中学校とも全て食育講演会を実施したところがございますが、今年度、間1年経過しましたので、今度は中学の1、2年生を対象に、同じように食育講演会を3

中学校で実施すると。

講師の方は、前回お世話になった方でございます、サッカーの栄養管理士なんかも、ジェフ市原あたりでやられていた方でございます。あとは、萩野公介とか、そういう部分の中学校、高校あたりのときの栄養管理というか、そういうものもかかわっていた方でございます。非常に前回もいいお話をいただいたので、今回は3年生はもう既に聞いていますので、1、2年生対象に、部活動とか成長の、やはり一番著しい時期ですので、食事と運動と睡眠、そんなもののバランスとか、そういうものも含めて、ふだんの栄養教諭も学校を回ってやっているんですが、改めて講演会を。それで、保護者も対象にということで、南中の場合には学区の小学校の保護者のほうにも案内は出させていただいているところでございます。

3番の行事予定でございますが、そこに1から8まで、(1)の授業力ブラッシュアップ研修、結城小、これは県の重点指定校ということで、年2回、県西地域の小学校の国語について、結城小で授業を公開して、先生方に研修をしていただくという取り組みでございます。

(2)の広島平和記念式典中学生派遣団の結団式でございますが、派遣は8月の5、6、7の3日間でございますが、その結団式ということで、これは結城市の生徒のほか、小山市、それから野木町、この2市1町の中学生が合同で派遣されるということで、結団式が行われるところでございます。

(3)の英語インタラクティブフォーラム、これは中学生の英語のスピーチです。双方向性のフォーラムという、一つのトピックなりテーマなりを与えると、それに対して自分の意見とかそういうものを言いながら、英語でお互いの協議を行う、それが県大会までつながっていくんですね。市の代表、そして次は県西地区、その次が県大会というような、中学生の英語の取り組みでございます。これを12日に行う。

(4)の友好都市交流事業、これは福井と結城市の友好都市締結にちなんで実施しているものでございまして、今年度が14回目ぐらいですかね、回数的に。小学6年生を対象に実施しているところでございまして、結城市内の小学6年生8名を希望者の中から選抜しまして、福井のほうからも8名、その中でのお互いの結城市での交流、また、福井市へ行っての交流というようなことで進めているところでございます。

(5)市長表敬訪問、これにつきましては、運動や文化的な部分で活躍している児童生徒を市長のほうに表敬訪問するというようなことで、現在各学校からその対象児童生徒、今回は小学生が中心になるかと思うんですが、いろんな大会であるとか、そういうので活躍している児童生徒、コンクール等含めまして、市長のほうへ表敬訪問を実施するところでございます。

(6)1学期の終業式でございますが、7月20日木曜日が1学期の終業式でございます、市内の小中学校。県内のほとんどがここになるかと。

(7)の学びの広場、小学校と中学校それぞれ県の事業でこれは実施するところでございますが、各学級1名程度のサポーターを採用するとともに、全職員体制でそれぞれ小学校、中学校。また、小学校の学びの広場には中学生とか高校生とかがさらに応援に入ったりして、それぞれの取り組みの充実を図っているところでございます。

(8)が結城市の校長、教頭、教務主任の合同研修会ということで、毎年実施しているものでございますが、7月31日に、北関東野球大会の最終日とちょっと重なってしまうところなんです、どうしてもそこしか日にちがとれないということで予定しているところでございます。

運動関係で1から6まで、そこに書いてあるところでございますが、(1)第33回全国小学生陸上競技交流大会茨城県選考会、全国大会は日清食品カップと言って、横浜国際陸上競技場ですか、そちらのほうで全国大会が開かれるところですが、県で優勝、1位という選手だけが参加できるような状況でございます。ひたちなか市で6月18日に行われまして、結城市では3名、山川小学校のほうで100メートルで鈴木さんですかね、男子ですか、それから女子の100メートルの中嶋さん、山川小から、県の代表として日清食品カップの全校大会のほうに参加でございます。また、城西小の土田さん、男性でございますが、男子走り幅飛びで、茨城県の代表として参加。3名、日清食品カップのほうへ参加の権利を得たと。また、本人たちもそこへ参加する予定でございます。

(2)が総体市内大会、中学校の部活動で6月16日に実施されたところございまして、その結果につきましては、6ページ、7ページ、8ページと、7、8については別紙で、差しかえて新たなものが配付されたかと思うんですが、そのような結果になっているところでございます。個人戦については、ここに出ている選手が市内の代表になって、その種目で参加資格を得ていると。団体種目につきましては、野球の3位だけが出られない。要は、野球だけは県西大会にどうしても日曜しか出られない。ですから、今回、出場は結城中と結城南中が野球、それ以外の団体種目は全て県西大会に参加ということでございます。

野球につきましては北関東もございまして、チームはそのまま北関東にも向けて練習は進めるというところでございます。

戻っていただきまして、5ページのほうで(3)県西地区大会が6月30日、7月1日を中心に、7月7日というような部分、3日間かけるところがあったりしますので、大体30、31で実施されるところでございます。野球については、どうしても小学校の野球が絡んでいて、審判とかそういう部分で、7、8、9と、後ろに7、8、9というふうに書いてございます。そこで、3日間で県西大会を野球だけは実施するというところでございます。

(4)の県民総合体育大会、これは県大会でございますが、7月22日から29日を中心会期としまして、県西の代表として出場権を得たところ

が県大会のほうに出場していくというところでございます。その後、県の結果によって、関東大会、またはその結果によって全国大会というふうに続いていくところでございます。

(5) 番、第68回北関東中学校野球大会、7月26日から31日の期間で実施予定でございます。大変お世話になりますが、よろしくお願い致します。

(6) 番、給食センターしらべ隊、これは小中学生を対象に給食センターのほうで調理と一緒に親子で実施したり、またはセンターの中のいろいろな仕組み等についても一緒に学んでいくというようなことで、実施を毎年、子供たちに好評を得ながら実施しているところでございます。

4番、(1) 地域未来塾ということで、今年から3中学校で、中学生を対象に、1年生から3年生まで、土曜日の第1土曜、第3土曜を原則として、夏場は1時から5時まで、冬場になれば若干終わる時間が上に上がっていくというようなことは想定される場所ですが、その時間にそれぞれ中学校を会場として、自分で学習するものを持って行って、そして学習支援員、これは退職校長会とか退職公務員のほうの、教員を経験されている方、校長先生方とか、そういう方にお世話になりながら。そして、大学生のサポーターを入れて、大学生のサポーターは2人ほどそれぞれの会場に派遣をしていくところでございますが、交付式、開校式を6月8日に実施しまして、先週、6月17日に各中学校で実施したところでございます。今後、毎月第1、第3土曜日を実施予定として進めていくと。途中からの加入も認めますし、1時から5時までとかの時間ですので、そこで2時間だけやって帰るとか、途中で、部活動を終わってとか、用事が終わって途中から参加するとか、これはもう自由な状況で進めていくと。生徒が参加してよかったと言えるような地域未来塾に、1年間いろんな意見をいただきながら、来年度もまた実施に向けて進めていければと考えております。

(2) の結城西小学校の校歌直筆寄贈ということで、服部正氏のご息がいろいろ遺留品というか、それを整理していた中に出てきたので、ぜひ学校のほうへ寄贈したいということで、申し出をいただきまして、6月13日に寄贈をいただいたところでございます。

3番の郷土学習、生涯学習課文化係のほうの職員が小学校のほうの希望を受けまして、江川北小、江川南小、鎌倉幕府と結城家、源頼朝、結城朝光、そういうかかわりなど、郷土の歴史を学びながら、ちょうどその後に鎌倉へ修学旅行が6年生はあつたりするものですから、そんなところで希望をいただいて、実施したところでは、また、絹川小では28日に結城合戦という、結城合戦についても、実際に学習の中で学んでいく。今後、各小学校で結城のさまざまな歴史について養成をいただいて、子供たちに結城の歴史についても、ちょうど6年生が歴史を学習しているものですから、そういうものを学んでもらおうということで進めているところでは、

(4) につきましては、今年度も実施していくというところでございます。

す。

以上、教育長報告ということで、よろしく申し上げます。

○委員長

ただいまたくさんの方の報告についてご報告いただきました。ご質疑等ありましたらどうぞ。

岩崎委員。

○岩崎委員

最初のころの中学校の武道教育についてご質問したいと思うんですけども、結城市としては柔道を取り入れるということでしたが、私もそれ、いろんな精神的な部分とか、いろんな面でプラスで、そういう効果をいろいろと考慮してということで、私も賛同するところではあるんですが、やはりなれない子供たちもいると思うんですが、その辺、そういう子供たちも一緒に授業の一環として取り組む中で、指導される先生方の安全対策というところは、どういうところに配慮されているのかというのをちょっとお教えいただければと思うんですが。

○教育長

段位を持っている先生方が必ずいて、そして複数の先生で指導するということが大事であり、当然、最初の段階での受け身であるとか、または投げわざとか、そういうのも段階的にやっているところで、当然個人差はありますので、その辺も配慮しながら。片方はもうね、小さいころからやっている柔道のほうの専門家と、初めて中学校でやる生徒というのも当然、もう大部分がそちらでございますので。その辺は安全面ということが一番。

柔道もいろんなけがとかそういうものが報道される場所ですが、これは、柔道の授業でけがというのはほとんどないです。部活動の中で起こっているというのが現状でございます。ですから、部活動は必ず指導者がついてやるということも含めてやっているところで、授業では大きなけがとかというのは、当然最大限のけが防止とか、安全面というのが最優先で、あとは寝わざとかいろんな、体落としとか、初歩的など言ったら変ですけども、そういう部分でお互いに相手を尊重したりする、相手がいなければできないものもたくさんありますので、そういうものを大事にしているところでございます。

○委員長

石川委員。

○石川委員

今、岩崎委員さんのほうから安全面とかそういう話があったんですけども、今、教育長さんのほうから言われたとおりなんですけれども、まず、武道というのは何が必要かということなんですけれども、私も何年か前に東中に授業の一環として、武道の授業をしました。結中でもやりました。これは県の先生からの、教育委員会からの指示があって出たわけなんですけれども、やっぱり安全面、保護者が、大けがをされるとか、さっき教育長さん、あったように、言いますけれども、全然危険度は低いんです。というのは、やっぱり投げっ放し、ちょっとふざけっこして突き飛ばしたとか、そういうことをやるから余計危ないんです。ただ、その授業の武道をということを考えたときには、全然危なくないです。やっぱり残身という、相手の痛さもちゃんと引き手を引いてけがをさせないように、しよいように、

そういう基本をやれば、全然危なくないんです。

自分がやっているからじゃないんですけれども、そういう基本的なこと、けがをしないための受け身というのをまず覚えさせる。自分の体を守る。例えば頭をね、もう歩いていても倒れたら頭が、首が弱いと、こつんとぶつけたら脳震盪を起こしたり、大けがにつながるんですけれども、やっぱり受け身は、自分の体を、頭を、顔を守るための、身を守るための大事なことじゃないかな。手のつき方なんかもそうですけれども、やっぱりそういう、ほかのスポーツも大事ですけれども、相手の足わざとか蹴とぼしたりあったときに、投げたりしたときに痛いんですよね。これ以上やったら、例えばちょっと話がそれるかもしれないけれども、けんかでもふざけっこでいじめに向かっていくということを考えたときに、これ以上やったら相手痛いだろうと、だから、それ以上はできないよと、そういうふうになってもらうと。そういう子供たちを育てることも、武道を通じて大事じゃないかなということ、武道というのは必要なんじゃないかなということ、今、結城は武道に、柔道になっているんですけれども、さっき教育長さんが言われたように、いろんな武道もあるんですけれども。やっぱりそういうことというのは、子供たちに経験をさせる、そういう痛さをわかってもらう、受け身、自分を守る、そういういろんな面でのね、もちろん礼儀作法も大事です。

やっぱりね、こういうことがありました。私も出ていて、ちょっと委員長、いいですか、ちょっと長くなりますけど。

○委員長 はい。

○石川委員 子供というのは素直なんですよ、意外と。やっぱり専門の先生が来たというだけでも、まずジャージなんかを男子は脱ぎなさいと。脱ぎっぱなしじゃなくて、ちゃんと畳みなさい。そういうところから、スポーツは何でもそうだけれども、大事じゃないのと私的には思うんですよね。だから、やっぱり強い、弱いとかじゃなくても、本当に武道を通じて人間形成、人間教育がまず大事だということを保護者に、子供たちにも、指導していかなくてはならないのかなと。本当であれば親が教育をしなくてはならないと思うかもしれないけれども、なかなか親も、難しい親もいっぱいいる中で、周りがそういうことも指導していくということ、やっぱり武道というのは、痛さを耐えることも必要ですよ、多少の。と私は思うんですね。

だから、自分が痛いから、それ以上やったら相手も痛いんだから、その辺はちゃんと考えてやっていかななくてはならないんだよということを、しみじみとそういうところから教育していければいいかなと私的には思っています。ちょっと長くなりましたけれども。

○委員長 北嶋委員、どうぞ。

○北嶋委員 2点質問なんですけれども、学校給食のほうで、アレルギーの場合は取り除いて、お弁当の場合はいいと思うんですけれども、取り除いているという状態のお子さんは、低学年の場合は献立表を見て、お母さんが今日は

これとこれを食べてはだめだよというふうに言うのか、先生がこの子のアレルギーを把握しておいてやるのか。やっぱりみんなと一緒に食べたいので、食べて何か体に異変が生じたとか、そういうことはないのでしょうか。

○給食センター所長 学校にも同じ食品配合表等一覧表を渡してしまして、保護者にも渡してしまして、保護者も子供に対して話もしますし、担任の先生も、その表を見ながら、これはあなたは食べてはだめだよと、ちゃんと指導しています。

以上です。

○北嶋委員 わかりました。

それともう一点、先生方の過重労働なんですけれども、過去に学校訪問したときに、やっぱり学校を出るといふか、帰るのが遅くて、8時過ぎとかそういうことも聞いたことがあるんですけれども、大体何時ごろになってしまうのか。仕事が残ったときには、また自宅に持ち帰ってそれをやっているような状態なんですか。

○教育長 現実的に、明日までに何かやらなければならないとか、準備したり打ち合わせをしなければならないとか、そういうときには8時のときもあれば9時のときもある。でも、恒常的にそうならないように今取り組んでいって。どうしても学校の規模とかが大きくなると、打ち合わせというのはどうしても必要なんですよね、同じ歩調でやっていくとか、またはそれぞれこういう取り組みを改善していこうとか、やっていくとか。ですから、そういうものを効率的にやるとか、あとは、定時退勤日という、例えば今、勤務時間というのは4時半なんですよ、終わるのが。4時半に学校帰れないですよね。中学校なんかだつて部活動をやつて、6時15分とかに帰っているんですもん。そうすると、それから家へ帰るまで考えると、どうしたって7時台には、この時期はなりますね。冬場だったら4時半ぐらいで子供たち、生徒は帰つて、そうすると6時とか。ですから、そういうある程度勤務時間を超えた部分というのはどうしても、今の状況、教育活動の中では出ているという状況ですが、恒常的にならないようにしているところです。当然、持ち帰って家で仕事をやるとか、こんな授業にしたいなどと、いろいろ準備、また構想を練ったりとか、そういうことは必要に応じて自宅へ持ち帰るといふことがあるのが現状です。

○委員長 石川委員。

○石川委員 今ちょっと食育の講演会の話が出たんですけれども、私も味の素トレーニングセンターという、アスリート、もう日本代表選手がそこでトレーニングをやる、そこは普通の人は入れないところなんですけれども、私もちょっときっかけがあつて、そこへ行ったんですけれども。やっぱり食堂にしても、もうすごい偏ったじゃなくて、もう野菜から何から、もうすごいこうバランス的にね、栄養士さんがもちろんやっていますけれども、講演も私も聞きましたけれども、やっぱり食、スポーツに対して、人間の体に

対しては、食というのは物すごく大事なことだということを私も講習を受けてきたんですけれども。やっぱり今、子供たちも好き嫌い多い中で、親もね、作っていても嫌いだから食べないとか、そういう多い中で、この保護者の人たちも含むということで、親にもこういう講習をぜひ、私も本当に賛成なんですけれども、聞いてもらいたいと。子供のためには、やっぱりそういうところも、親も栄養的なことを勉強してちょうだいよということをお願いです。だから、こういう講演は、保護者も大事だと思います。

ちなみに、ちょっと教育長、いいですか。一番最後、着衣泳、小学校で実施ということで、救急救命もそうですけれども、これも保護者はどうなんですか。やっぱり私的には、保護者も、さきはら水泳クラブで、この間ちょっとケーブルテレビで見たんですけれども、保護者の人たちも、大人の人でもシャツを着て、空気を入れて浮くような、講演じゃないけれども、実施とか何かやっていたけれども、学校ではどうなの。私も、食もそうですけれども、いざそういうキャンプに行ったときに、この間も子供が流されたというのもちょっとテレビで聞いたんですけれども、そういうところでも、親の経験も、講習も必要じゃないかなと、私的には思うんですけれども。その辺はどうなんですか。

○教育長 なかなか授業の中で保護者も一緒にということは難しいかもしれないですけれども、そういう取り組みをしているというのは当然啓発するし、また、今度PTAで、研修でやりたいよというのであれば、そういう機会は、ニーズがあればやっていくことも必要です。ただ、一緒に授業の中でというか……

○石川委員 これは授業なんですか、何の授業。

○教育長 授業の中とか、体育の授業、または、夏休みに入ってからプールの時間を利用している。

○石川委員 じゃ、体育の授業は、そういうのはいいにしても、そういう夏休み中に、最初のころにそういうのを計画してもらえれば、またいいのかなと。

○教育長 それは、保護者のニーズがあればね。

○石川委員 だから、それは教育長の配慮で、やっぱりね、大事なことかなと思う。人の命をね、自分の子供もそうだけれども、誰かが溺れたら、そういう知恵があれば、また救えることもあるだろうし、そういうことというのは経験しておかないと、できないことだろうと思うんで、ぜひそういうやっていただければありがたいなど。

○教育長 研究はするかもしれないです。PTAとかね。

○石川委員 そうそう、そっちのほうでもね。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○石川委員 はい。

○委員長 ちょっといいですか、私のほうから、最初の一般質問で出た内容の中で、

今のちょっと話にありましたけれども、ちょっと気になることがあって、まず最初に結核対策の件で、あのときに私、今日朝のテレビ云々という話をしました、アレルギー症状の出たのを。あれね、咳どめですね、コデインという咳どめを飲んだ幼児が結局意識不明、呼吸困難になって、切開をしたんですよね。そのお子さんは、結局もう発声ができない、途絶えたんです。それで、もう後遺症が残るだろうと言われて。これは初めてらしいんですよ、今までこういう発症をしたのは。

これ学校では、恐らく子供の具合が悪い、咳が出るだけじゃなくて、おなか痛いというときに、絶対に薬は投与しないと思うんです、学校は。やらないですよね。こういう一つの、やっぱり子供のなんていうのかな、健康なり命ですよね、そういったことに関しては、親たちも十分理解をしていないという、それは学校と、あるいは教育委員会でもいいと思うんだけど、やはりそれをフォローアップしてあげるというのも、一つは我々の仕事かなとは思うんですよね。

だから、学校なんかでそういうところを一つの提案をしていくとか、知っているのと知らないのとでは違うと思うんですよ。12歳未満お子さんには、これは政府の見解なのかな、もう投与をしない、飲ませないというような、そういうことになっていくらしいんですが、そういうこととか。

あとは、アレルギーの件で1つ、こういうのもありましたよね。給食指導の中で、これ20歳代の講師だと思うんですけども、女の先生がカビが生えた給食の残りを食わせたという、低学年だと思うんですよね。これとんでもないですよね。これは、何もなかったからよかったんだけど、結局子供さんが何かカビか何かの生えているパンの様子をテレビで見ている、お母さんも一緒に見ている、家でね。僕これ食べたよ、学校で食べたよと話したらしいんですよ。何、カビの生えたパンを食べたの。それで親が疑問になって学校に問い合わせたら、給食の残り、1週間とか過ぎた残り、カビの生えたパンを食わせたという。

そういうのが、結局学校の校長も答弁していましたがけれども、わからなかったじゃ済まないんですよね。本当はわからないんですけども、そういったものも、これ学校で先ほど、教育長のほうから、会議とか打ち合わせとかがたくさんになって大変だという、そういうのは情報交換で、そういったこともいろいろ話していく中で、問題を解決していくという、問題を発見していく。リーダーだったらリーダーがそれぞれの担任、あるいは指導者の様子を見て、ちょっとこうチェックをしていくという、そういう意味合いもあって、けっこう会議というのは重要なんですよね。

その話で、今度はその会議が増えるから、それだけじゃないんですけども、学校職員の労働時間、超過時間が月100時間とか、80時間以上がもう過労死のボーダーなんですよ。でも、もうそんなふうになってしまったらば、これはもう大ごとになるほかないですよ。

ただ、私、その中で、家へ帰れるのに帰らない、ちょっと語弊があるか

もしれないけれども、要するに帰れるんだけれども、どうしても学校で残って仕事をしてしまうという、特に独身の先生方はいるんです。いると思います。それはね、そういった人たちがいたとしても、それをよく頑張っているねじゃなくて、帰りなさいと。これは指導者の、私は必要な指導業務かと思うんですよね。それを例えばこういうデータの中にカウントされたら、そんなに先生が働いていたんじゃない、それは先生はかわいそうだろうと、その一言で終わってしまう気がするんで。

確かに先生方は、私なんかも見てきても、確かにこれはオーバーワークですよ。それは言えますけれども、ただ、そういう中で各学校、例えば結城市内の各学校で要するにもう必要ないんだっただらば早く帰りましょうという、こういう運動を展開するとか、そういうことをして行って、それぞれのための健康とか、それぞれの自分の余暇を生かしたり、生活とか、そういったものに向けられるんじゃないかというふうに思います。

あとは、この問題に出てきたいろんなことは、もっといっぱいあるんですね。中には、やっぱり学校の部活の問題もあるんですよね。部活動が物すごく占めているという時間を職員が当たる時間の中で、相当中学校の部活動が占めている。これはたくさんの方が、ヨーロッパ、欧米型、もう外部のスポーツクラブに移行していく、だんだんにね、そういう方向になっていかなければいけないんじゃないかというようなことも言っていますし、そういったとも含めて、少しずつ関心をそれぞれ、私らも持っていかなければならないのかなと思います。

何かニュースによると、静岡県吉田町では、夏休みが10日になってしまったそうです。これは私、何で10日かなと思ったら、よく突き詰めると、結局は先生方のオーバーワークの問題なんです。何だかんだいろいろ町長さんが言っていましたけれども、元になっているのは、先生方の問題。だから、余りそういうふうになっていってしまうと、ちょっとまた別な弊害が出てくるかもしれないんで。これは世の中やっぱりいろいろな考え方があって、しっかりどこを通っていくかというのは、人のかじ取りとか、リーダーがしていく必要があるのかなという。

ここではいろんな提案があって、考えることが多いと思います。

じゃ、よろしいですか、この件につきましては。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 ありがとうございます。

○委員長 それでは、次の報告は、報告第16号 平成29年度友好都市交流事業について。

◎報告第16号 平成29年度友好都市交流事業について

○生涯学習課長 報告第16号 平成29年度友好都市交流事業について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年6月23日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

12ページ、13ページに資料が載っています。

友好都市としまして、福井市とさまざまな交流活動の一環ということで、未来を担う小学6年生を対象に福井市に派遣したり、福井市からこちらに来ていただいて、交流活動を行うと。さまざまな体験活動であったり、お互い両市の歴史や文化に触れることを通して、子供たちの親睦を深めて、心豊かな児童の育成を図るということでございます。

先ほども教育長報告の中でございましたが、今年度につきましては、結城市に来ていただいて交流する前期としまして、7月15、16、17日の3日間、また、結城市から福井市のほうに行きまして交流する、8月18、19、20の3日間ということです。6月25日ですが、結城市のほうで結団式を行います。その後、学習会になります。

団員の構成となりますが、団長1名、指導者、引率者と。それと、市内小学校6年生8名になります。

13ページには、福井市のほうから結城市に来ていただいて、受け入れの日程ということになります。15日の1時過ぎにお出迎え等をしまして、歓迎式等を行います。また、16日には、やはり結城ということで、藍染めの体験であったり、結城紬の機織り、また、つくばの宇宙センターに行ってみ学と。結城に戻りまして、夜の部で、ちょうどこの日は日曜日で、結城の夏祭りの出御の日ということで、夏まつりの見学になります。最終日、17日につきましては、情報センターにおいて、午前中、まゆの工芸体験等を行って、お別れパーティーということでお見送りをすると、そのような形になります。

以上、ご報告いたします。

○委員長 それでは、委員さん方からただいまの報告について何かご質疑等あればどうぞ。

特にないですか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、どうぞよろしく、いい交流事業になりますようお願いできればと思います。

17号、第68回北関東野球大会について、どうぞ。

◎報告第17号 第68回北関東中学校野球大会について

○スポーツ振興課長 資料の14ページになります。

報告第17号 第68回北関東中学校野球大会について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年6月23日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

15ページに移ります。

こちらが第68回大会の大会実施要綱でございます。

例年のとおり、7月26日から7月31日の6日間ということで開催を予定しております。曜日につきましては、水曜日から月曜日でございます。

会場につきましても、例年どおり第1球場ということで、鹿窪運動公園の野球場、こちらは開会式と閉会式の会場になります。第2球場が川木谷野球場、第3球場が結城中学校野球部、第4球場が結城南中学校野球場という4会場で熱戦が繰り広げられる予定でございます。

参加校につきましては、茨城県、栃木県の両県から招待しました中学校でございます。

開会式は7月26日の7時半からということになっておりますので、教育委員の皆様にもご案内させていただきますので、ご参列のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

閉会式につきましては、7月31日、決勝戦、おおよそ午後1時から1時半ごろということにされております。その後、終了次第閉会式ということになります。

ナンバーの10番なんですが、主将会議ということで、7月5日水曜日午後3時から結城市民文化センター小ホールにおいて行います。こちらにつきましては、教育委員長のみのご案内ということになってございますので、ご出席のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

16ページをお開きください。

こちらにつきましては、今回エントリーされた中学校でございます。少子化の影響もありましてか、不参加のチームと、それから合同チームというようなことで、合計で87校、合同チームは4チームできますので、チーム数につきましては83チームというようなことになってございます。

初出場は茨城県の古河中等教育学校、こちら今年から出場するということで、初出場になりますが、部員数が少ないということで、総和南中学校と合同チームということになります。

それから、栃木県では絹義務教育学校と校名は変更になっておりますが、第1回から出場ということで、68回目の出場になります。こちらも豊田中学校と合同チームというようなことになります。

北関東中学校野球大会につきましては、以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、委員さんのほうからご質疑があれば、どうぞ、石川委員。

○石川委員 今、課長のほうから北関東野球の件について話があったんですけども、生徒数が少ないということで、本当に団体競技ということで、やっぱりどこでも大変な思いをしているかと思うんですけども、ただちょっと私的に心配するところはどうかという、合同チームとなると、知らない同士が一緒にやるということに関して、また何かここで打てばいいのにとか、エラーをしたんだとか、トラブルにならないかといふかなと、そこが心配。でも、スポーツマンとしてのその辺は監督がちゃんと指導、教育をちゃんとしてくれればいふかなと思うんですけども。その辺がちょっと、同じチームでも細かいことのいろいろある中で、合同となると、余計本当トラブルのもとにならないかといふ。ちょっとその辺が心配ですけども、大丈夫

夫ですよ、その辺は。

○スポーツ振興課長 この北関東中学校野球大会の前に小中体連の中学校総体ですか、こちらがこの北関東中学校野球大会の前に行われますが、そのときにもこの合同チームと一緒に試合をやってきていますので、北関東中学校野球大会につきましては、初めての顔合わせで試合をするということはないです。ただ、その前に、総体のときに初めて顔を合わせて、合同練習はやると思いますが、初めての子供と一緒にやるというところで心配されると思いますが、今の子供たちは友達になるのは早いんじゃないかなという思いもありまして、そういう合同チームで選手同士がトラブル、けんかしてしまったとか、トラブルが起きたという話は聞いたことはありません。ですので、心配はしていません。

以上です。

○石川委員 本当に仲よくすることが大事なことで、やっぱりエラー、打てない、そういうところでおまへのせいだとか、何かそういうならなければいいかなという。やっぱりその辺はしっかりお互いにわかって、指導者も含めて指導していただければありがたいなと思って、ちょっと言わせてもらいました。

○委員長 このスポーツについては、本当はどんどん盛んになっていったほうがいいと思うんですよ。それがだんだん縮小傾向にいつてしまうんで。やっぱり条件整備が許されるのであれば、この合同チーム、中には野球好きな子もいると思うんです、いっぱいね。ただ、2人しかいないからできない、合同チームもできない。その子は違う種目に身を寄せてやるんでしょうけれども、できれば、野球が本当に好きな子というのが自分の地域でできるのが一番私はいいなと思って。そういうのがクラブチーム的な考え方なんですよ。好きなことをやっぱり、自分にこっちが向いているなという、違うスポーツも選択できるという、そういうことをもっと門戸を広げてあげたほうがいいと思いますね。

とりあえずこの合同チームの、これは体連もそうだけれども、北関東野球大会として認めてあげたということは、私も大正解だと感じています。

そういうことで、だんだんこうね、少なくなってしまうと、トーナメント表も寂しくなってしまう……

○スポーツ振興課長 過去最高は92チームですね。6日間で試合を消化するのも92チームというのはマックスになります。

○委員長 ありがとうございます。

じゃ、そういうことでよろしくお願いします。

続いての報告第18号になりますか、平成28年度学校給食費未納額決算について、石川所長、お願いします。

◎報告第18号 平成28年度学校給食費未納額決算について

○給食センター所長 報告第18号 平成28年度学校給食費未納額決算について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年6月23日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

それでは、11ページの明細表をご覧いただきたいと思います。

平成28年度の未納状況でございますが、28年度の累計ですが、250万7,761円、延べ98名、28年度の単年度ですが、43万9,540円、延べ24名。27年度の累計ですが、272万7,209円、延べ110名、27年度と比較しますと、金額で21万9,448円の減、人数で12名の減でございます。平成16年度から27年度までの過年度分の28年度中の徴収額ですが、延べ39世帯、65万8,988円でございます。

今後も給食費未納につきましては、日曜日の午前中を利用して戸別訪問を行い、分納も含めて納付していただくよう対応していきたいと思えます。また、給食費の支払いは、保護者に納付義務がございますので、各学校と連携を図りながら納付の指導を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 なかなか苦勞が多い問題ですが、何かありますか。

よろしいですか、北嶋委員。

○北嶋委員 例えばこの江川南小学校で見ると、平成18年度が4万1,000円になっていきますよね。その19年度の累計が5万3,376円ということは、平成18年度の未納の方は未だにいただいていないということなんですか。

○給食センター所長 そうなんです。日曜日の午前中というのは、一番未納者と面会できる確率が高いものですから。中には分納で払ってくれる人もいます。ところが、家庭の状況ということで、支払いは無理だと言われる方もおりますが、粘り強くこちらで説明しまして、何とか徴収が図れるようにはしていきたいと。

そういう形で進めていましたところ、平成20年度の未納金が1人回収できましたので、今後も日曜日の午前中、訪問していきたいと考えております。

○北嶋委員 そうすると、この平成18年のころに小学生と中学生だったお子さんはもう大人になっていますよね。それは、いつまで請求というか、いつまで納めていただく義務があるというか、もらうまでずっとやるんですか。

○給食センター所長 不納欠損はしていませんので、本当は成人されたお子さんから払ってもらったほうがいいんですけれども、なかなか顔を出さないんでね。

○北嶋委員 大変なお仕事ですね。わかりました。

○委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 これ家庭の状況はいろいろあるんでしょうけれども、この払えないという理由というのは、向こうの言い分というのはどんな感じなんですか。

給食センター所長 確かに経済的に困っている家庭も一部ありますが、あとはですね、親の責任能力の欠如というところですかね。どうしても給食費とか学校の教

材費は後回しにしている。塾の費用とかクラブの費用を優先的に払っている保護者さんもいるんですよ、実際には。どうしてもこっちは後回しになってしまう。

○岩崎委員 払わなければ何とかなってしまうと思っているんですか。

○給食センター所長 給食をとめるわけにいかないものですから。子供には罪はありませんから。

○委員長 石川委員。

○石川委員 この間ちょっと話をしたかと思うんですけども、未納の件に関してなんですけれども、いろんな家庭、事情があります。それを市のほうからとか、いろいろなところから、一旦、家庭に支払われているという、それを本当であれば親が学校に払うべきなのを違う形で使って。今はもう直接、市のほうから学校に来ているという話だったんですよ。であれば、これは未納はなくなりますよね。直接補助をもらっている人もいるわけですよ。

○給食センター所長 いや、補助をもらっている人は、保護者を通さずに市の口座から学校の口座へ入ってきます。

○委員長 補助をいただいている人の未納なんです。

○給食センター所長 未納なんですね。

○北嶋委員 その人たちは払っているということになっているんですね。

○石川委員 その人たちは逆に払っているんですね。

○委員長 払っているし……

○石川委員 じゃ、贅沢している人たちが払っていないということですね、極端に言えば。それは大変ですね。

これ毎年こういう話になってしまいますけれども、努力していますよ、一生懸命やってくれていると思うんですけども、でも、じゃ、これで果たしていいのかといったときに、さっき北嶋委員さんからも出たように、もう何年も前のことがもう、じゃ、その子たち大きくなって、そのままでいいやみたいだね。果たしてそれでいいのか。また、こっちなね、課長、今やっていますけれども、これが定年とかなったらまた違う人となったときに、その人たちどこまで、じゃ、果たして徴収しに行くかといったら、また疑問になりますよね、どうなのかということが。

だから、やっぱり何とかしていかなくてはならないかなと思うんですけども。いろんなね、裁判なんかの話がありましたけれども。

○委員長 この問題はずっと延々に続いている問題なんですけれども、難しいのは難しいとは思いますが。結局大きく分けて二通りありますよね、就学援助をいただいている方は別にしても、払えるのに払ってくれないのと、払えないで、今問題なのは、払えるのに払えないという人はちょっと許せないんですよ。こういう言葉は余りよくないんですけども。ちょっとこれは問題なんです。ただ、払いたくても実際に払えないという方、いると思うんです。こういう方に対しては、やっぱり温かく行政がね、見てあげ

て、お金が融通がきくようになったら払ってくださいよという、この体制、私はいいとは思うんですよ。ただ、本当に今、子供の貧困というのが文科省なんかでも上げていますよね。私も子供の貧困というのはどういうものがあると思って、わかりますか、委員さん方、子供の貧困。子供というのは貧乏、貧乏なのは親なんじゃないかと。親が貧乏だから子供も貧乏という考え方じゃないかと思うんだけど。そのね、じゃ、どの線が貧乏だといったら、不可分所得というのがあって、これがないと生きていけないという。もう全部納めるものは納めて、これは自由にできるお金ですよ。それがね、10万だと言うんですよね、10万。10万じゃ食っていきませんもんね。だから、こういうお子さんだったら貧困と言われてもしょうがないし、家庭が貧困。食っていくのが精いっぱいだから、じゃ、給食だって食べていく対象でしょうと言われても、どうしてもさっき所長が言ったように後回しになりますよ、結局。それで、払わなくても生きていけるから。

その生きていけるということに関していうと、状況はわかりますよね、貧困で自殺する子供は、いじめにあって自殺する子供よりも多いんだそうです。たしかいじめで自殺する子というのは2%だと思うんですよね。それで、何らかの原因で貧困がもとになって、その結果自殺に追い込まれて、逃げ場がなくなって自殺してしまう子供が、子供さん、わかりません、どこまでの子供だかが、4%ぐらい、適当です、これ大体4%ぐらい、倍ぐらいあったなと思ったんですけども。だから、貧困というのは非常にこればかりにできないんですよ。

ただ、感情的に、心情的に、払えるのに払えないというのはちょっと変でしょうと、払ってくださいよと言いたいですよね。そういう払えないお子さんに、やっぱり少しは温かい目も向けてあげたいという。それは、そういうふうに、きっと結城市ではもう事務局がそういう取り組みをいただいていると思うんで。なかなか難しい問題で、どうしたらいいかというのはよくわからないんですが。

結構この食に関する事とか貧困に関する事というのは、生きていくためのいろんな条件整備の一番基盤になるものなんですよ。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 じゃ、最後になりますかね。報告第19号 第8回給食センターしらべ隊について、石川所長、お願いします。

◎報告第19号 第8回給食センターしらべ隊について

○給食センター所長 報告第19号 第8回給食センターしらべ隊について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年6月23日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

20ページ、21ページをお願いしたいと思います。

給食センターしらべ隊についてですが、給食のない夏休み期間を利用して、学校給食センターを開放して、学校給食をより身近に感じていただき、毎日食べている給食がどのような工程で作られているのか、給食センターを見学し、自ら給食を作ることによって、衛生管理や栄養管理などについての配慮を知り、給食体験を通して食への関心や意識を高めることを目的に実施しております。

対象者は市内の小中学校の児童生徒と保護者でございます。

また、各小中学校の給食主任等に食材の管理や写真、衛生管理の行き届いた調理場で親子で作る給食をじかに見学してもらい、安心して安全な学校給食を提供していることを理解していただくことを目的としまして、当日は先生方にも給食センターを開放することといたしました。

日程については7月26日水曜日午前10時から、献立につきましては、記載されているとおりでございます。

以上です。

○委員長 給食センターしらべ隊についてでした。委員さんのほうから何かあればよろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ぜひたくさんの方に関心を持ってもらえるようお願いいたします。

それでは、以上で議題及び報告事項についてすべて終了しました。

○学校教育課長 大変お疲れさまでございました。

教育委員長から閉会宣言のほうをお願いいたしたいと思います。

○委員長 では、結城市教育委員会6月の定例会を以上をもちまして、終了といたします。

お疲れさまでした。

午後3時35分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会委員長

結城市教育委員会委員